



2024年6月14日

各位

会社名 株式会社関通  
代表者名 代表取締役社長 達城 久裕  
(コード番号 : 9326 東証グロース)  
問合せ先 取締役副社長 達城 利卓  
電話番号 06-6224-3361

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下の通り、譲渡制限付株式報酬として自己株式処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年7月12日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 30,000株
(3) 処分価額	1株につき479円
(4) 処分総額	14,370,000円
(5) 割当予定先	当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6名 30,000株

#### 2. 処分の目的及び理由

2021年4月14日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大に対する貢献意識を高めることを目的として、対象取締役に対し、当社普通株式を用いた譲渡制限付株式を付与する報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、また、2021年5月26日開催の第35期定時株主総会において、本制度に基づき、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対する譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額300百万円以内とすること、および対象取締役に対して発行または処分する当社の普通株式の総数を年36,000株以内（2021年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っているため、12,000株から36,000株に変更しております。）とすること、並びに譲渡制限付株式の譲渡制限期間として、譲渡制限付株式の割当日から当社の取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。その後、2024年5月29日開催の第38期定時株主総会において、当該金銭報酬債権の総額を年額500百万円以内とすること、および対象取締役に発行または処分する当社の普通株式の総数を年50,000株以内とすること、並びに譲渡制限期間として、譲渡制限付株式の交付日から3年から5年の間で当社の取締役会が定める期間、または譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間、と改定することにつき、ご承認をいただいております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、対象取締役6名に対し、金銭報酬債権合計14,370,000円（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）を支給することを決議し、同じく本日開催の取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付す

ることにより、当社の普通株式 30,000 株（以下、「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。その内訳は、対象取締役のうち、取締役 1 名に割り当てられる、譲渡制限期間を当社の取締役の地位から退任または退職する日までとする譲渡制限付株式（以下、「譲渡制限付株式Ⅰ」といいます。）20,000 株と、対象取締役のうち、取締役 5 名に割り当てられる、譲渡制限期間を 3 年とする譲渡制限付株式（以下、「譲渡制限付株式Ⅱ」といいます。）10,000 株で構成されます。

#### <株式割当契約の概要>

当社は、対象取締役との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### (i) 譲渡制限付株式Ⅰ

###### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役の地位を退任または退職する日（ただし、当該退任または退職の日が 2025 年 5 月 31 日以前の日である場合には、2025 年 6 月 1 日）までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

###### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日の直前の甲の定時株主総会の日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間（以下、「本役務提供期間」といいます。）、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本役務提供期間中、正当な理由により退任または退職した場合または死亡により退任または退職した場合、対象取締役が保有する本割当株式のうち払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から対象取締役が退任または退職した日を含む月までの月数を 12 で除した数（但し、計算の結果 1 を超える場合は、1 とします。）に、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、譲渡制限を解除いたします。

###### (3) 無償取得事由

対象取締役が、本役務提供期間中、正当な理由によらず当社の取締役の地位から退任または退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

###### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を 12 で除した数（但し、その数が 1 を超える場合は、1 とします。）に、組織再編等承認日において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

###### (5) 株式の管理

対象取締役は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載または記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

(ii) 譲渡制限付株式II

(1) 譲渡制限期間

2024年7月12日から2027年7月12日まで

対象取締役は、上記に定める譲渡制限期間中、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社または当社子会社の取締役、執行役員、使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由により退任または退職した場合または死亡により退任または退職した場合、対象取締役が保有する本割当株式のうち払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から対象取締役が退任または退職した日を含む月までの月数を12で除した数（但し、計算の結果1を超える場合は、1とします。）に、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本役務提供期間中、正当な理由によらず当社または当社子会社の取締役、執行役員、使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) その他

組織再編等における取扱い、株式の管理につきましては、(i) 譲渡制限付株式Iと同様の内容といたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2024年6月13日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である479円としております。これは、当社取締役会決議日の直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上